

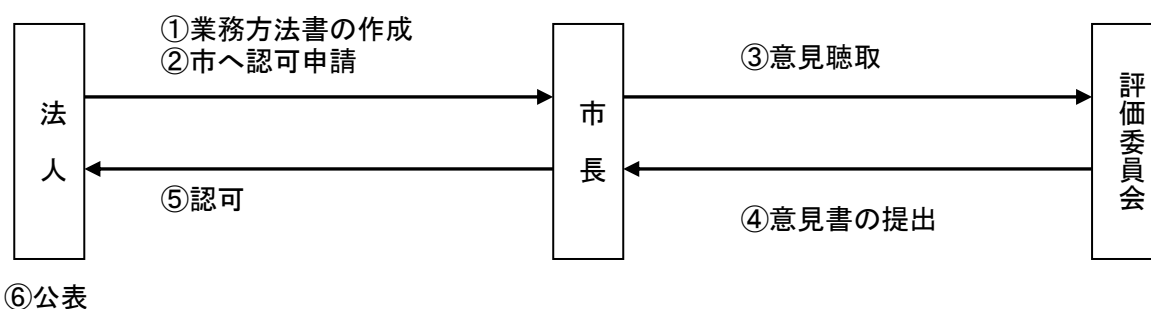
業務方法書について

(1) 業務方法書とは

業務方法書は、法人の具体的な業務の方法の要領を記載した書類であり、法人は、業務開始の際に業務方法書を作成し市長の認可を受けなければならない。

また、法人による業務執行の中立性・公正性を担保するため、市長は、法人が作成した業務方法書を認可する際に、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととなっている。

【業務方法書の作成手続き】



○地方独立行政法人法（抜すい）

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○地方独立行政法人長崎市立病院機構定款（抜すい）

（業務方法書）

第20条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

(2) 業務方法書の記載事項

業務方法書の具体的な記載事項は、法令等では特に示されておらず、法人の機動性・柔軟性等が要求させる性格のものであることから、どのような事項を規定するかは、設立団体の規則に委ねられている。

○長崎市地方独立行政法人法施行細則（案）（抜すい）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務を委託する場合の基準
- (3) 契約の方法に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

○地方独立行政法人長崎市立病院機構定款（抜すい）

（業務の範囲）

▶第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する技術者の研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (5) その他法人の安定的な運営に資する業務を行うこと。

（参考）独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（抜すい） （厚生労働省第71号）

（業務方法書の記載事項）

第1条の2 機構に係る通則法第28条第2項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人国立病院機構法（以下「機構法」という。）第13条第1項第1号に規定する医療の提供に関する事項
- (2) 機構法第13条第1項第2号に規定する医療に関する調査及び研究に関する事項
- (3) 機構法第13条第1項第3号に規定する医療に関する技術者の研修に関する事項
- (4) 機構の建物の一部、設備、器械及び器具を、機構に勤務しない医師、歯科医師その他の者の診療又は研究のために利用させることに関する事項
- (5) 業務委託の基準
- (6) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (7) その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(案)

地方独立行政法人長崎市立病院機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び長崎市地方独立行政法人法施行細則(平成24年長崎市規則第 号)の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により長崎市長(以下「市長」という。)から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守るため、地方独立行政法人長崎市立病院機構定款(以下「定款」という。)第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する研究
- (3) 医療に従事する技術者の研修
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務
- (5) その他法人の安定的な運営に資する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急事態への対処)

第5条 法人は、定款第19条第1項の規定に基づき、市長から必要な業務の実施を求められた時は、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

2 法人は、定款第19条第2項の規定に基づき、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができる認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約に関しては、一般競争、指名競争、随意契約、又はせり売りの方法によるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。

(委任)

第9条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この業務方法書は、市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。